

南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南幌きららパークキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 南幌きららパークキャンプ場

位置 空知郡南幌町南9線 西14番地、西15番地（「きららパーク」「親水公園」「南幌温泉駐車場」内）

(管理の代行)

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、キャンプ場の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) キャンプ場の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) 上記業務に付随する業務

(職員の配置)

第4条 指定管理者は、キャンプ場の管理運営のため必要な職員を配置しなければならない。

(開設期間及び利用時間等)

第5条 キャンプ場の開設期間及び利用時間等は、町と指定管理者で協議を行い決定するものとする。

(利用の申込み及び許可)

第6条 キャンプ場を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(申込みの取消し又は変更)

第7条 申込者は、利用許可を得た後において、その利用を取消し、又は変更しなければならない事情が生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出がなく、又は届出が遅れたためにキャンプ場に損害を与えたときは、申込者はその実費を納付しなければならない。ただし、その事情がやむを得ないものであると指定管理者が認めたときは、その一部又は全を免除することができる。

(利用の取消し及び制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) その他キャンプ場の管理運営上支障があると認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止したため利用者に損害を与えることがあってもその補償の責を負わない。

(利用料金)

第9条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる入場料及び使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。

4 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の割引及び減免)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引又は減免することができる。

- (1) 割引し、又は減免することにより、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合
- (2) その他指定管理者が特に認めた場合

(利用料金の前納及び返還)

第11条 指定管理者は、入場料及び使用料等について利用者に予約金として利用料金の一部を前納させることができる。

2 前項の規定による予約金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、指定管理者は、その一部又は全部を利用者に返還することができる。

(1) 利用者の責に帰することのできない事由によって利用ができなくなったとき。

(2) 利用者から利用前に利用の取消し、又は変更の申し出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

(利用者の損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第13条 法第244条の2第11項の規定により指定を取消し、又は期間を定めてキャンプ場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(報告、調査、指示)

第14条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

（１） オートキャンプ場利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
入場料	キャンプサイト利用			
	中学生以上（１泊）	１人	２，０００円以内	１，０００円以内
	小学生（１泊）	１人	１，０００円以内	５００円以内
	デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）	１人	上記の５０％以内	
	バーベキューハウス利用	－	無料	

（２） キャンプサイト利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
使用料	キャビン（１泊）	１区画	１５，０００円以内	７，５００円以内
	区画オートサイト（１泊）	１区画	５，０００円以内	２，５００円以内
	区画オートサイト（１泊）（ペットサイト）	１区画	７，０００円以内	３，５００円以内
	区画サイト（１泊）	１区画	３，０００円以内	１，５００円以内
	キャンピングカーサイト（１泊）	１区画	２，５００円以内	１，２００円以内
	親水公園区画サイト（１泊）	１区画	１，０００円以内	５００円以内
	デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）	１区画	上記の５０％以内	

（３） バーベキューハウス利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
使用料	バーベキューハウス（１回）	１人	６００円以内	３００円以内

備考

- 利用料金は、入場料に使用料を加えた額とする。
- キャンプサイト（デイキャンプを除く）の利用時間は、午後１時から翌日午前１１時までとする。ただし、同一の種別で２泊以上連続して使用する場

合は、利用開始日及び利用終了日を除く期間中の午前11時から午後1時までの時間は、1泊の時間に含むものとする。

- 3 デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）の利用時間は、午前11時から午後6時までとする。
- 4 バーベキューハウスの利用時間は、午前11時から午後8時までとする。
- 5 入場料及び使用料は、消費税を含むものとする。